

国保・高齢者医療改善署名にご協力を

名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会

<国民健康保険に関する解説>

私たちが求める国保改善要求

【請願項目】

1. 国保料を大幅に引き下げてください。
2. 国保料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免してください。
3. 赤ちゃんから18歳までの子どもは、均等割の対象としないでください。
4. 国保の資格証明書・短期保険証の発行や、生活実態を無視した差し押さえはやめてください。

国保料を大幅に引き下げ、 安心して医療が受けられるように

国の補助金削減が最大の問題

国保の危機は、1984年以降の国庫負担の大幅削減が最大の理由です。

●国保への国庫負担金は半減

国保収入に占める国庫支出金割合 1984年 49.8% → 2013年 22.7%

●保険料はうなぎのぼり（全国平均）

1人当たり保険料(税) 1984年 39,020円 → 2013年 93,176円 (2.4倍)

(加入世帯の平均所得 1984年 179万円 → 2012年 112万円)(63%に減少)

●社会保険と比べて極めて高い国保料 ー名古屋市の国保料は、協会けんぽの2倍ー

【例】40歳代夫婦と子ども2人の世帯、所得266万円(給与収入400万円)の場合

名古屋市国保:39万円、協会けんぽ:22万円(本人負担分)

●所得に占める保険料割合(全国平均・2012年度)

国保13.9% 協会けんぽ7.6% 健保組合5.3%

後退する名古屋市の国保行政

名古屋市の国保は、保険料の低さ、優れた独自減免制度、一般会計からの繰り入れの努力、極めて少ない資格証明書の発行など、全国に誇れる優れた制度と言われてきました。

しかし、今では政令市の中でも高い保険料となり、保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書(窓口で10割負担)発行と差し押さえが多数発生しています。また、この10年で一般会計からの独自繰り入れは3分の1に減るなど国保制度の後退が続いています。

さらに、国保料については2013年から所得割算定方式が変更され、子育て世帯、非課税世帯、低所得世帯などの保険料が大幅に引き上げられました。

このままでは憲法に基づいて国民のいのちと健康を支える社会保障制度としての国保の役割が果たせなくなります。

国保料を大幅に引き下げて！

今年度引き下げ実現！ でもまだ高い名古屋市の国保料

名古屋市国保の保険料は、2008年度から、保険料未納分の一部と葬祭費、出産育児一時金などの費用を保険料に上乗せして、大幅に引き上げました。さらに、2010年度は国保加入者の税込減を理由にして、所得割の保険料率を大幅に引き上げました。

国は、国保制度改革(2015年)のなかで、低所得者の保険料負担軽減などのために市町村に財政支援を行いました。これにより、名古屋市は2015年度の保険料を平均で3,213円引き下げました。しかし、それでも主要政令市の中で2番目に高い保険料です。

また、一般会計からの独自繰入額が2002年と比べると3分の1に激減しているのも、保険料の引き上げに影響しています。

請願署名で国保料引き下げの世論づくりを！

私たちが提出した「保険料引き下げなどを求める請願」も、採択に至っていない現状です。まだまだ高い国保料の引き下げをさらに実現するには、世論の力が必要です。

名古屋市国保の平均保険料の推移

年 度	1人当たり 平均保険料	値上げ額
2005年度	71,762円	—
2006年度	73,404円	1,642円
2007年度	76,991円	3,587円
2008年度	87,236円	10,245円
2009年度	91,927円	4,691円
2010年度	90,158円	△1,769円
2011年度	91,203円	1,045円
2012年度	90,522円	△681円
2013年度	91,262円	740円
2014年度	91,475円	213円
2015年度	88,262円	△3,213円

※2008年度からは、医療分と支援金分の合計
2005～13年度は決算、2014～15年度は予算

一般会計からの独自繰入の推移(決算)

年 度	一般会計からの独自繰入	
	1人当たり年額	繰入総額
2002年度	29,356円	224億円
2003年度	24,985円	195億円
2004年度	20,202円	160億円
2005年度	19,408円	154億円
2006年度	20,507円	163億円
2007年度	13,865円	109億円
2008年度	16,920円	104億円
2009年度	15,887円	97億円
2010年度	14,776円	90億円
2011年度	11,869円	71億円
2012年度	12,166円	72億円
2013年度	12,397円	72億円

国保1人当たり平均保険料と順位(5大都市比較)

都市名	2007年度	順位	2015年度	順位
名古屋市	76,262	4	88,262	2
横浜市	80,014	1	92,719	1
京都市	78,905	2	78,893	4
大阪市	73,357	5	74,661	5
神戸市	77,726	3	82,497	3

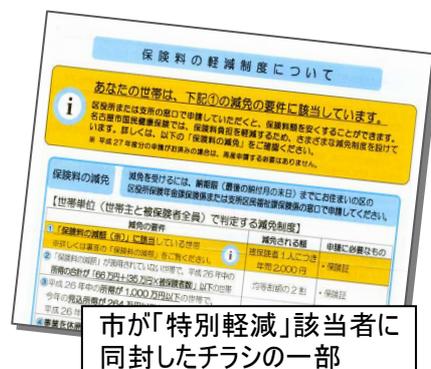
※いずれも予算

申請の少ない保険料減免制度 該当する全世帯の減免を！

名古屋市の国保加入者のうち、6割以上の方がなんらかの減額・減免制度に当てはまり、保険料が軽減されます。しかし、現行制度では自動的に軽減可能な世帯でも申請が必要のため、実際に減免されている方は5人に1人と、極めて少ない状況があります。今回の請願署名で、減免対象に該当する全世帯に自動的な適用を求めています。

市は、2015年度の保険料納入通知書に、「あなたの世帯は減免の要件に該当しています」と「特別軽減」制度の案内チラシを同封しました(右図)。しかし、「均等割の3割減免」の制度に該当する世帯などは、自分でチェックしないと気づきません。

下の資料を参考にして、減免制度が利用できないか、保険料納入通知書を確認してみましょう。該当しそうな場合は、保険証を持って区役所保険年金課に申請しましょう(印鑑不要)。



市が「特別軽減」該当者に同封したチラシの一部

ステップ1 申請には平成26年度中の所得の申告が必要。遺

族年金・障害者年金など非課税年金だけの人も、所得を申告すれば5万円近く軽減できます。区役所税務窓口で申告しましょう。

ステップ2 「年間保険料額」の「減額額⑥」の「割合」を確認しましょう。

● 年間保険料額

	所得割額④	均等割額⑤	減額額⑥	割合	減免額⑦	保険料額⑧ (④+⑤-⑥-⑦)	差引増減額(⑧-⑦)
前回 (変更前)	円 *****	円 *****	円 *****	*	円 *****	円 *****⑦	円 *****
今回 (変更後)	円 0	円 65,806	円 46,066	7	円 0	円 19,740⑧	円 区でかかる保険料額 19,740

● 月割額 (● 区分)

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
前回 (変更前)	円 *****							
今回 (変更後)	円 1,600	円 1,600	円 2,140	円 1,600	円 1,600	円 1,600	円 1,600	円 1,600
納付済額	円 1,600	円 1,600	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

ステップ3

(保険料納入通知書記載例)

「7」または「5」の場合

申請すれば、さらに「特別軽減」で1人につき年間2,000円減免されます。

「2」の場合

申請すれば、さらに「特別軽減」(1人につき年間2,000円減免)、または、障害者・寡婦(夫)、65歳以上の方は、「均等割」の3割(15,245円)が減免されます。

「空欄」の場合

ア 夫が高収入であっても、妻(65歳以上)の収入が少なければ、「均等割」の3割(15,245円)が減免される場合があります。

イ 障害者・寡婦(夫)や一定所得以下の世帯は、均等割が減免される場合があります。

ウ 所得が264万円以下で、前年所得の8割以下に減った世帯は、所得割が減免されます。(「所得割額④」に金額のある方が対象)

赤ちゃん・子どもにまで保険料かけないで！

保険料軽減制度拡充を

生まれたばかりの赤ちゃんにまで保険料？！

社会保険では、子どもや被扶養者には保険料は課せられませんが、国保の場合は生まれたばかりの赤ちゃんにまで保険料がかかっています。

本来、子どもには保険料をかけるべきではありません。一宮市では、2010年度から18歳未満の子どもの均等割保険料を3割軽減しています。

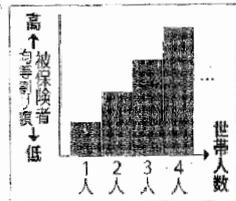
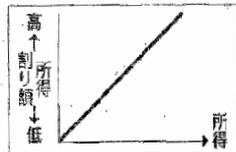
国も、子どもにかかる均等割保険料のあり方を見直す動きを示しています。

今回の署名で、「子どもに保険料をかけないで」の声を、市にも国にも届けましょう。

毎 日 新 聞

2015年(平成27年)7月25日(土) 14版 総合 2

現在の市町村国保保険料の仕組み(イメージ)



※所得割りと被保険者均等割りの二つの組み合わせの場合

国保料 子供多い世帯軽減

18年度 国、市町村を財政支援

厚生労働省は、自営業者らが加入する市町村の国民健康保険(国保)について、子どもの数が多い世帯の保険料を軽減する方針を固めた。現在は世帯の人数が多いほど保険料が高くなる仕組みで、子どもが多い世帯の負担が重くなっている。このため、子育て支援の一

環として2018年度から負担軽減を実施する。5月に成立した医療保険制度改革関連法に伴い、市町村への財政支援の拡充が決まっており、そのための財源約700億~800億円の1部を充てる。

国保の保険料の算定方法は、所得に応じて決まる「所得割り」▽世帯の人数が多いほど高くなる「被保険者均等割り」▽各世帯が等しく負担する「世帯別平等割り」▽資産を基準に金額を決める「資産割り」があり、各自治体は2~4種を組み合わせて保険料を決めている。ただし、被保険者均等割りは必ず含めなければならないが、子どもが多い世帯の保険料が上がる仕組みになっている。

医療改革法では、市町村が一括運営する国保に關し、18年度以降、財政運営を都道府県に移すこととしている。法論に当たり、政府は都道府県側の意向を踏まえ国保の財政支援の拡充を決めている。子どもの保険料軽減は都道府県側が求めている経緯があり、支援の一部で子どもが多い世帯の負担軽減策を導入する。

一方、保険料の決定・徴収は18年度以降も引き続き市町村が行うこととなっている。政府は、市町村に対し、財政支援の一部を子どもの多い世帯の保険料引き下げに充てるよう促す。具体的な軽減措置は、最終的に市町村が決めるが、保険料算定の際、所得割りと資産割りの比重を高めることなどが想定されている。今後、国保に関する国と地方自治体との協議の場でも議論する。

し、財政支援の一部を子どもの多い世帯の保険料引き下げに充てるよう促す。具体的な軽減措置は、最終的に市町村が決めるが、保険料算定の際、所得割りと資産割りの比重を高めることなどが想定されている。今後、国保に関する国と地方自治体との協議の場でも議論する。

求められる保険料の軽減制度の拡充！

●所得減少による軽減要件は緩和を！

所得激減の場合の軽減制度が名古屋の場合、豊橋市と比べて要件が厳しくなっています。緩和すべきです。

<名古屋市>

前年所得1000万円以下で、当年見込み所得が264万円以下、かつ、所得減少割合 8/10 以下

<豊橋市>

前年所得600万円以下で、所得減少割合 8/10 以下

※名古屋市の「当年見込み所得が264万円以下」の要件が厳しすぎます。豊橋市は「当年見込み所得」の要件を設けていません。



保険証取り上げ・資格証明書の発行は、市民との縁切り宣言

①資格証明書とは、どんな制度か？

- ・国保料滞納世帯から保険証を取り上げ、資格証明書を発行する制度です。資格証明書が発行されると、医療機関で医療費の10割(全額)を払わなければならないため、一般の国保の加入者と比べ、受診率が70分の1に下がると言われています。
- ・受診を我慢して、病状の悪化や手遅れで死亡する例が後を絶ちません。全日本民医連調査では「2014年度の1年間に、経済的理由による治療の手遅れで56人が死亡した」と報じられています。これから推計すると、全国で5,000人を超える手遅れ死亡事故が発生しています。



②名古屋市は、市外の2.6倍の資格証明書を乱発

- ・名古屋市を除く愛知県合計は、最近減少していますが、名古屋市は、逆に急増させており、今では名古屋市を除く市町村の合計の2.6倍を超える資格証明書を発行しています。

③資格証明書の発行は、市民との縁切り宣言＝国民皆保険制度の否定

- ・2006年当時の保険年金課長は「資格証明書は、市民との縁切り宣言のようなもの。ますます滞納者の足が役所から遠のいてしまう」と述べていました。
- ・資格証明書の発行は収納対策に役立たず、「国民皆保険制度」を否定するものです。

④差し押さえも急増（名古屋市 2006年度24件→2013年度3,089件）

- ・最近、名古屋市でも、分納している世帯にまで差し押さえ予告通知が出されるなど、生活実態を無視した差し押さえの動きが急激に増加している点も問題です。

資格証明書発行数の年度別推移

年月日	愛知県	名古屋市	名古屋市以外
2000年6月1日	53	0	53
2001年6月1日	1,659	0	1,659
2002年6月1日	2,522	4	2,518
2003年6月1日	2,474	8	2,466
2004年6月1日	2,730	9	2,721
2005年6月1日	2,322	15	2,307
2006年6月1日	2,328	18	2,310
2007年6月1日	2,831	662	2,169
2008年6月1日	3,072	1,088	1,984
2009年6月1日	3,882	2,037	1,845
2010年6月1日	5,086	3,490	1,596
2011年6月1日	5,390	4,152	1,238
2012年6月1日	5,404	4,338	1,066
2013年6月1日	6,044	4,347	1,697
2014年6月1日	5,577	4,135	1,442

<高齢者医療に関する解説>

私たちが求める高齢者医療改善要求

【請願項目】

5. 後期高齢者の保険料の9割軽減などを継続するよう国に求めてください。

後期高齢者医療の保険料軽減は継続を 愛知県広域連合議会が意見書……名古屋市会も意見書を

2008年4月に75歳以上の高齢者を国保・被用者保険から切り離し、全て高齢者から保険料を徴収する後期高齢者医療制度が導入され7年が経過します。導入時の愛知県の年額平均保険料76,388円が2年ごとに値上げされ、現在は82,584円と6千円以上も高くなっています。それまで扶養家族であった人も含め、すべての高齢者が保険料を負担しなければなりません。



高すぎる保険料が払えない人が増え、「短期保険証」を発行された方は671人、未渡し110人と増えています。

ところが政府は、「国保の軽減割合は最大7割となっていて後期高齢者医療は不公平」などとして、「2017年度から段階的に縮小・廃止」を行おうとしています。

この特例措置廃止によって、愛知県の後期高齢者全体で5割近くの人が影響を受け、保険料が2倍～10倍に増える人もいます。

これに対して、愛知県後期高齢者医療広域連合議会は2015年2月に「保険料軽減特例の継続を求める意見書」を国に提出しました。名古屋市会でも国に対して、意見書を採択するなど、特例措置の継続を求めるべきです。

<後期高齢者医療制度保険料の3つの特例措置>

- (1) 本則では均等割が7割軽減であるところを9割または8.5割に軽減。
- (2) 所得の低い人を対象に所得割を5割軽減。
- (3) 被用者保険の被扶養者であった人、たとえば、息子の扶養に入っていた人が75歳となり後期高齢者医療制度に加入した場合の均等割を9割軽減。

軽減措置		均等割(月額)	軽減措置		均等割(月額)	影響
低所得者	9割軽減	380円	7割軽減	1,150円	3倍	
	8.5割軽減	570円			2倍	
被扶養者9割軽減		380円	5割軽減(2年)	1,900円	5倍	
			廃止(2年後)	3,810円	10倍	

愛知県後期高齢者医療広域連合議会で採択された意見書

愛知県社会保障推進協議会が同趣旨の請願を提出していたが、議員提案の形での採択となった(社保協の請願は、議員提案の意見書が議題順で先に採択されたので「みなし採択」)。

後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書

後期高齢者の保険料軽減特例は、制度の円滑な運営を図る観点から政令本則に規定された軽減に加えて導入され、平成20年度以降国の予算措置により継続されているものでありますが、7年を経過し制度として既に定着しており、愛知県後期高齢者医療広域連合の平成27年度予算では、被保険者数82万3千人のうち約半数の39万6千人が特例の対象者となっています。

国においては、平成27年1月13日に開催された社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定され、「後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直し」が盛り込まれたところです。その中で、保険料軽減特例については「段階的に縮小」し、「平成29年度から原則的に本則に戻す」ことが示されました。

今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものであり、年金の段階的引下げや生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを考え合わせると、安心して医療を受けていただくためには保険料軽減特例を継続することが必要であります。

そのため、国においては、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度とするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年2月9日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 宛て

国保と高齢者医療の改善を求める請願書

名古屋市会議長 様

〔請願趣旨〕

働くものが、貧困に陥る原因は3つです。第1に出産。第2にケガ・疾病。第3に加齢です。これらを未然に防いでくれる制度の一つが「国民健康保険制度」です。

名古屋市の国民健康保険料は、国の制度改革による財政支援を受けて、2015年度の保険料を平均で3,213円引き下げました。しかし、それでも5大政令指定都市の中で2番目に高い保険料です。さらなる保険料引き下げが必要です。

市は、保険料負担を軽減する独自減免制度を設けていますが、申請しないと適用されないために、「特別軽減」では該当する世帯の8割近くが減免されていません。また、子育て世代支援のためにも、子どもから保険料を取らない対応が必要です。

保険料が長期間未納になっている世帯に資格証明書が多数発行され、差押えが増えている現状は改善が必要です。

誰もが健康で、生き生きと暮らせる制度の充実にむけ、以下の事項について請願します。

〔請願事項〕

1. 国保料を大幅に引き下げてください。
2. 国保料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免してください。
3. 赤ちゃんから18歳までの子どもは、均等割の対象としないでください。
4. 国保の資格証明書・短期保険証の発行や、生活実態を無視した差押えはやめてください。
5. 後期高齢者の保険料の9割軽減などを継続するよう国に求めてください。

*お名前・ご住所の個人情報は、請願以外には使用いたしません。

名 前	住 所

<取り扱い団体>

名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会

名古屋市北区柳原3-7-8

(お問い合わせ先) TEL 052-961-1983